

令和7年度長岡京市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

令和8年6月15日

長岡京市長 中小路 健吾

記

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

長岡京市では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「長岡京市内部統制に関する基本方針」（令和2年3月1日。以下「基本方針」という。）を策定し、当該基本方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

基本方針では、発生可能性及び影響度から、財務に関する事務のうち、最優先に対応すべきリスクに対して内部統制を導入することとし、整備状況及び運用状況について、重大な不備がないかどうか評価を実施しています。

2 評価手続

長岡京市においては、ガイドライン及び基本方針に基づき、整備状況に関する不備については令和8年3月31日を評価基準日とし、運用状況の不備については令和7年度を評価対象期間として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。評価は、各所属の自己評価以外に、内部統制推進課である総合計画法務課及び全庁的に共通する業務の所管課において実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、評価作業を実施しました。

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制について評価したところ、運用状況の不備が43件あり、そのうち1件は社会的に大きな不利益を生じさせる重大な不備と評価しました。そのため、長岡京市の財務に関する事務に係る内部統制は、運用状況において一部有効に運用されていないと判断しました。また、残る42件についても、大きなリスクにつながる可能性が否定できない事案もあり、全庁的に内容の共有を図るとともに、再発防止に取り組めます。

令和7年度における取組内容及び評価結果の詳細は別紙附属資料のとおりです。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、市立学校の教員が生徒の着替えを盗撮したものであり、学校教育への信頼を大きく損なう結果を招きました。教育委員会是不審物調査や教職員研修を実施し、再発防止のため「学校における盗撮行為防止のためのガイドライン」を策定しました。このガイドラインに基づく環境整備、点検の徹底及び教職員に対する研修を充実させることで、再発防止に向けた体制を構築し、適切な内部統制の運用に努めます。